

大阪歯科大学歯学部京都府同窓会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、大阪歯科大学歯学部同窓会（以下「本部」という）の会則にもとづき京都府を区域として設け、大阪歯科大学歯学部京都府同窓会という。

(目 的)

第2条 この会は、本部と緊密な連絡を保ち、母校の発展をたすけ、会員相互の親睦と福祉の増進をはかるとともに、歯科医界の向上を寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は会長の定めるところにおく。

(支 部)

第4条 この会では第8章の定めにしたがって支部をおく。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1)庶務部 本部および各会との連絡、会員名簿の整理、議事録、文書の保管、収受、発送ならびに企画、組織その他各部に属さない事項。
- (2)事業部 会員相互の福祉共済と親睦につとめ、かつ広報、学術研修会等歯科医人としての向上に資する事項。
- (3)会計部 会計に関する事項。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 この会は、京都府に居住または就業する同窓会員で組織する。

2. 会員は、事務局を経て入会手続きをする。また、入会時の届出書類に変更が生じた場合は、事務局に届出をする。
3. 第1項の会員が診療に従事しなくなり、住居地が就業時に所属していた支部と異なる場合は、就業時に所属していた支部の所属を続けることができる。この場合、住居地が区域外であっても、就業時に所属していた支部の会員としての資格を継続することを認める旨の支部長の確認書を提出するものとする。なお、この取り扱いは、住居地が京都府外の場合も同様とする。

第4章 役員および顧問・相談役

(役員構成)

第7条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |

理事 12名以内（うち専務理事1名、常務理事若干名とする）

監事 2名

（役員を選出）

第8条 会長は、総会において会員のうちから選出する。

2. 副会長、理事は会長が会員のうちから委嘱する。

3. 専務理事、常務理事は理事のうちから互選する。

4. 監事は、総会において会員のうちから選出する。

（役員職務）

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、欠けたときはその職務をおこなう。

3. 専務理事は会長の旨を受けて、会務を掌握し、会長および副会長ともに事故があるときは、その職務を代行し、ともに欠けたときは、その職務をおこなう。

4. 常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を処理し、会長および副会長、専務理事がともに事故があるときはその職務を代行し、ともに欠けたときはその職務をおこなう。

5. 理事は会長の旨を受けて会務を分掌する。

6. 監事は、この会の事業および会計、財産を監査する。

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。

2. 役員に欠員の生じたときは、会長が会務に支障がないとみとめたときを除くほか、第8条の規定により補充し、その者の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期が終わっても、後任者が就任するまでの職務をおこなうものとする。

（顧問ならびに相談役）

第11条 この会に顧問ならびに相談役をおくことができる。

2. 顧問ならびに相談役は理事会の議を経て会長が委嘱し、任期はその会長の任期内とする。

3. 顧問ならびに相談役は、会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

第1節 総 会

（総会）

第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は年間2回、3月と9月に会長が招集する。

3. 臨時総会は、会長が必要とみとめた場合に招集する。

（総会の招集）

第13条 総会の招集は、開催の7日前までに会議の目的である事項、日時、場所を文書で会員に通知しなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(総会に付議する事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改正
- (3) 会長、監事の選出
- (4) その他重要な事項

(総会の構成および議決)

第15条 総会は、出席会員によって構成し、議決および承認は出席者の多数決による。可否同数のときは議長が決める。

2. 議会の議長および副議長は、その都度出席した会員が各1名を選出する。

第2節 評議員会

(評議員会の構成および任務)

第16条 この会に、評議員会をおく。

2. 評議員会は、第29条に規定する支部長と、第17条による支部およびクラス評議員をもって組織し、毎年1回以上会長が招集する。
3. 評議員会にては、この会の重要事項について審議するものとする。

(評議員の選出)

第17条 評議員は次の基準により会員のうちから選出し、会長が委嘱する。

- (1) 支部評議員
各支部所属会員30名までは1名とし、30名またはその端数を超えるごとに1名ずつを追加する。
- (2) クラス評議員
各年度の卒業者ごとに1名。

第3節 理事会

(理事会)

第18条 理事会は、会務を処理する機関であって会長は随時必要な場合招集し、その議長となる。

2. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事および常務理事をもって組織し、業務を処理する。

(理事会の議決事項)

第19条 次の事項は理事会の議決できめる。

- (1) 総会、評議員会の招集およびこれに付議する事項。
- (2) 支部長会の招集およびこれに付議する事項。
- (3) その他、重要な会務。

第20条 監事は理事会に出席して質問または意見を述べることができる。ただし、票決に加わらない。

第4節 支部長会

(支部長会)

第21条 この会に支部長会をおき、必要に応じ会長が招集しその議長となる。

2. 支部長会は支部長にて組織し、会長の諮問にこたえ、この会と支部相互間の連絡調整をはかり、もってこの会の目的推進に資する機関とする。

第5節 委員会

(委員会)

第22条 会長が必要とみとめた場合は委員会をおくことができる。

その構成は理事会の議を経て決める。

第6章 会計および財産

(会計年度)

第23条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第24条 この会の経費は会費およびその他の収入による。

2. 会費は本部会費年額10,000円と京都府同窓会費年額26,000円とする。京都府同窓会費26,000円には支部交付金1,000円を含む。
3. 大学卒業後10年間の会費は、本部会費年額10,000円と京都府同窓会費年額2,000円とする。京都府同窓会費2,000円には支部交付金1,000円を含む。
4. ただし、80歳の誕生日の翌月より会費は免除する。また、80歳以下の会員においても特別の事項ある場合は、支部長の申告に基づき理事会の議を経て会費を免除することができる。
5. 賛助会員の入会金は50,000円とする。
6. 支部の経費は、第30条に定める。

(基金)

第25条 総会の議決を経て基金を設定することができる。

第7章 慶弔および傷病見舞

(慶事)

第26条 古希、傘寿、卒寿、百寿に達した会員には別の共済規程に定める祝意を表すほか、会員に特別の慶祝事項があった場合は、理事会の議を経て祝意を表すことができる。

(弔慰および傷病見舞)

第27条 会員およびその家族の死亡、ならびに会員の傷病見舞については共済規程に定める。

第8章 支部

(支部)

第28条 この会に次の支部をおく。

北支部 北区

上京支部	上京区
中京支部	中京区
下京支部	下京区
南支部	南区
左京支部	左京区
東山支部	東山区
山科支部	山科区
右京支部	右京区
西京支部	西京区
伏見支部	伏見区
乙訓支部	長岡京市、向日市、乙訓郡
宇治久世支部	宇治市、城陽市、久世郡
山城支部	八幡市、京田辺市、木津川市、綴喜郡、相楽郡
口丹波支部	亀岡市、南丹市、船井郡
丹波支部	福知山市、綾部市
舞鶴支部	舞鶴市
丹後支部	宮津市、京丹後市、与謝郡

2. 支部に班をおくことができる。
3. 会員は居住、または就業する区域のいずれかの支部に所属する。
ただし、第6条第3項に該当する会員については、これを準用する。
4. 支部は所属会員相互の連絡を密にするとともに、第2条の目的達成につとめるものとする。

(支部役員)

第29条 支部長は、その支部で所属会員のうちから選出し、会長が委嘱する。

2. 支部長は支部を代表し、会長が委任した事項と支部の会務を掌握してこの会の団結と親睦の推進力となる。
3. 支部に支部役員若干名をおき、支部長が委嘱する。

(支部の経費)

第30条 支部の経費は、この会の総会の承認を経た支部所属会員数を基準とする支部交付金およびその他による。

(支部長の報告事項)

第31条 支部長は次の事項を会長に報告しなければならない。

- (1) 支部事務所の所在地。
- (2) 支部役員と支部・クラス評議員および支部会員の住所氏名。
- (3) 支部会員の異動、死亡、傷病、罹災等動静に関する事項。
- (4) その他の重要な事項。

第9章 会則改正

第32条 会則改正は総会の議決を要する。

付 則

この会則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 43 年 4 月 制 定

昭和 45 年 4 月 一部改正

昭和 46 年 4 月 一部改正

昭和 47 年 4 月 一部改正

昭和 48 年 4 月 一部改正

昭和 50 年 4 月 一部改正

昭和 53 年 4 月 一部改正

昭和 58 年 4 月 一部改正

平成 2 年 4 月 一部改正

平成 4 年 4 月 一部改正

平成 10 年 4 月 一部改正

平成 16 年 4 月 一部改正

平成 17 年 4 月 一部改正

平成 18 年 4 月 一部改正

平成 19 年 4 月 一部改正

平成 19 年 7 月 一部改正

平成 27 年 4 月 一部改正

(第 7 条第 1 項 役員 of 構成 of 改正、第 12 条第 2 項 通常総会 of 開催月 of 改正)

平成 30 年 1 月 一部改正

(第 6 条第 1 項 会員 of 異動 to 伴う届出、資格 of 継続 of 改正、第 28 条第 3 項 会員
資格 of 追記改正)

平成 30 年 9 月 一部改正

(第 11 条 to 相談役 to 追記改正)

令和元年 12 月 一部改正

(第 7 条第 1 項 役員 of 構成 of 改正、第 28 条第 3 項 文言 of 訂正)

令和 2 年 10 月 一部改正

(第 12 条 総会開催月 of 変更、第 31 条 (3) 文言 of 改正)

令和 3 年 4 月 一部改正

(第 26 条 慶事対象 of 改正)

令和 4 年 4 月 一部改正

(第 24 条第 2 項 京都府同窓会費表記 of 改正、支部交付金 of 改正、第 3 項 大学卒業 10 年
に満たない会員 of 京都府同窓会費および支部交付金 of 追記改正、第 6 条第 2 項 会員 of 入
会手続き of 改正、第 31 条 (3) 支部長報告事項 of 改正)

令和 5 年 6 月 一部改正

(同窓会会則名称 of 変更、第 1 条 同窓会名称 of 変更)

共 済 規 程

第1条 総 則

この規程は、会則第27条にもとづき会員の共済事項に関して設ける。

第2条 弔慰事項

会員およびその家族の死亡に際しては、この会として深く弔意を表し次のとおり贈る。

1. 会員の死亡 弔慰金 20,000 円
2. 会員の配偶者、子および父母の死亡 弔慰金 10,000 円
3. 上記に加えて、この会として深く弔意を表し供花料 15,000 円を贈る。

第3条 傷病見舞

80歳未満の会員が傷病のため、15日以上診療に従事できなかった場合は、傷病見舞金として20,000円を贈る。

ただし、3日以上入院（検査を除く）の場合は、15日以内にも贈るものとする。
なお、傷病見舞金は毎年度1回限りこの基準により贈る。

第4条 祝 金

入会后10年以上を経過し、満70歳（古希）、満80歳（傘寿）、満90歳（卒寿）、満100歳（百寿）に達した会員には20,000円をそれぞれ誕生日を目途に贈る。

第5条 災害見舞

見舞金は、会員の診療所、住宅が全焼、全壊したときは20,000円の見舞金を給付する。

第6条 特別共済事項

会員に特別な共済事項を生じた場合は、理事会の議を経てその共済について決めることができる。

第7条 この規程の給付を受けようとする場合は、受給の事由が発生した日より60日以内に所属支部長を経て届け出るものとする。

第8条 この規程は、経理の許す範囲において、総会の承認を経て常に改善するものとする。

第9条 共済基金は別途会計とする。

付 則

この会則は平成20年4月1日から施行する。

大正15年11月 制定	昭和4年10月 一部改正
昭和7年2月 一部改正	昭和8年5月 一部改正
昭和9年6月 一部改正	昭和11年5月 一部改正
昭和16年7月 一部改正	昭和26年4月 一部改正
昭和28年5月 一部改正	昭和29年5月 一部改正
昭和31年8月 一部改正	昭和33年2月 一部改正
昭和33年5月 一部改正	昭和38年6月 一部改正
昭和39年3月 一部改正	昭和41年4月 一部改正

昭和 42 年 4 月 一部改正
昭和 45 年 4 月 一部改正
昭和 47 年 4 月 一部改正
昭和 49 年 4 月 一部改正
昭和 51 年 4 月 一部改正
昭和 62 年 4 月 一部改正
平成 13 年 4 月 一部改正
令和 3 年 4 月 一部改正

昭和 43 年 4 月 一部改正
昭和 46 年 4 月 一部改正
昭和 48 年 4 月 一部改正
昭和 50 年 4 月 一部改正
昭和 52 年 4 月 一部改正
平成 4 年 4 月 一部改正
平成 19 年 7 月 一部改正

(第 2 条 会員死亡の弔慰金の改正、第 3 条 傷病見舞金の改正、第 4 条 祝金対象者と祝金の改正、第 5 条 災害見舞金の改正)

令和 4 年 4 月 一部改正
(第 5 条 災害見舞の改正)